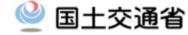
【福祉・住宅】 わがまち特例を活用したサ高住の立地誘導の推進



【新潟県新潟市】

背景·課題

- 人口減・高齢社会の到来を踏まえ、居住や諸機能の集約が必要。
- ・地域経済の活性化には、シニア世代への快適な生活環境の提供 や、アクティブシニアの移住促進も重要な要素。
 - 高齢者数: H22年18.9万人→H52年24.9万人(32%増)
 - 高齢化率: H22年23.3% →H52年37.3%

税制特例や公有地売却など、サービス付き高齢者向け住宅の 居住誘導区域内への立地誘導のための施策を総合的に推進

- ・サ高住に係る固定資産税の減額措置について、わがまち特例を活用して、居住誘 導区域の内外で減額割合にメリハリをつけて設定。
- ・公的不動産(PRE)を活用してサ高住等を整備する場合には、居住誘導区域 内に限って売却価格を減額。(未活用不動産の売却により財源確保にも寄与。)
- ⇒居住誘導区域内への立地を促進することで、入居者の生活面での利便性が確保 されるほか、密度維持を通じてまちなかの賑わい創出・活力向上にも寄与。

サ高住に係る固定資産税の減額措置 (H31,3,31新築分まで)

【現行】

新築後5年間2/3減額



【改下後】(H30.4.1新築分から)

居住誘導区域内:

新築後5年間5/6減額

居住誘導区域外:

新築後5年間1/2減額

※地方税法上、当該措置の減額割合は、

なお、一般新築住宅特例(新築後3年間1/2減額)等は引き続き市内全域が対象

«イメージ»

新築後5年間5/6減額



新築後5年間1/2減額

$1/2\sim5/6$ の範囲内とされている。

«サ高住に係る減額措置のその他の適用要件»

- ①床面積:30㎡以上/戸(共用部分を含む。)
- ②戸 数:10戸以上
- ③補 助:国等からサ高住に対する建設費補助を受けていること
- ④構 造:主要構造部が耐火構造又は準耐火構造であること等

公的不動産(PRE)活用によるサ高住等の整備促進

①固定資産台帳の活用

固定資産台帳※には、市が保有する固定資産のデータが網羅され ているところ、売却検討中市有地のデータを抽出して活用

固定資産台帳



売却検討中 市有地のデータ

※固定資産台帳とは、市の財務書類(貸借対照表等)を作成するための基礎データとして 整備されるもの。

②市有地情報の公開

市のホームページで売却検討中の市有地情報を公開

【公開イメージ(例)】

※下表は主な項目のみを抜粋したイメージ

所在地	面積	都市計画(用途地域)	立地適正化計画
O区×	1,300㎡	市街化区域(第一種住居)	居住誘導区域

③民間事業者への売却

特に、立地適正化計画上の居住誘導区域で民間事業者が一定の サ高住等を整備する場合には、当該敷地相当部分について用途指定 を行った上で売却価格を最大20%減額※

※競争入札ではなく随意契約であること等の前提条件が存在。